

本人確認書類のマスクング

関係法令の規定により、令和2年10月から健康保険証等を本人確認書類とする場合は、保険者番号などをマスクングしていただく必要があります。
必ず下記をご確認の上、申請してください。

◎マスクングが必要な本人確認書類

- 児童福祉法に基づく措置等にかかる医療の給付の受診券(以下「受診券」という)
- 健康保険証等(健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、船員保険被保険者証)

■本人確認書類をマスクングする
右の「本人確認書類とマスクングが必要な項目」を参考に必要な項目のマスクングを行ってください。

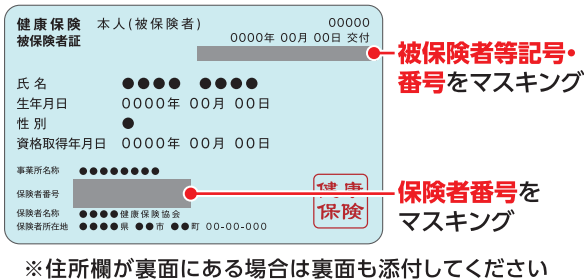
■マスクング方法(例)

- ・コピーをとった後に、該当箇所を見えないように塗りつぶす
- ・付箋やテープ、紙などで該当箇所を隠す

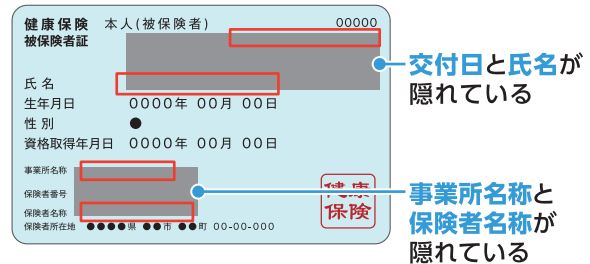
<本人確認書類とマスクングが必要な項目>

本人確認書類	マスクングが必要な項目
健康保険被保険者証	保険者番号及び被保険者等記号・番号
国民健康保険被保険者証	保険者番号及び被保険者記号・番号
共済組合組合員証	保険者番号及び組合員等記号・番号
船員保険被保険者証	保険者番号及び被保険者等記号・番号
受診券	保険証の記号番号

正しいマスクング方法 (健康保険被保険者証の場合)



間違ったマスクング方法



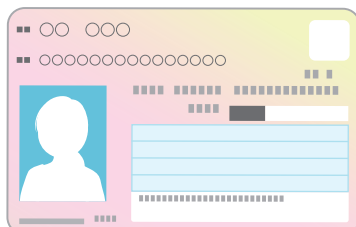
【ご注意】

マスクングする際、必要な情報(氏名や住所など)が隠れないようにご注意ください。

◎その他

マイナンバーカードは**表面のみ**、住民票は**マイナンバーが記載されていないもの**を添付してください。
また、里親が申請する場合は、他の確認書類に加え、**里親等証明書**が必要です。

<マイナンバーカード>



オモテ面



ウラ面

<マイナンバー通知カードは無効>

